

# 令和7年岩手県山火事防止対策実施計画

## 1 目的

岩手県では、例年3月～5月にかけて、野山が乾燥し、風の強い日も多いため、林野火災が起きやすい気象条件となっており、令和6年に宮古市で186.60haを焼損した林野火災のように、過去にも大規模な林野火災が数多く発生している。

林野火災の未然防止は、森林資源の確保及び県土の保全、水源かん養等公益的機能の維持のために極めて重要な課題であることから、国、県、市町村、関係団体等が協力し、山火事防止に対する県民意識の醸成を図る。

## 2 実施計画

### (1) 岩手県山火事防止運動期間の設定

#### ア 山火事防止運動統一標語（全国統一標語）

「ふるさとの 山を守ろう 火の手から」

#### イ 山火事防止運動期間

令和7年3月1日から令和7年5月31日まで

#### ウ 重点事項

林野火災発生状況及び発生原因を鑑み、下記の事項について県民一人ひとりに注意を喚起し山火事防止の徹底を図る。

- 1 強風時や乾燥時及び枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、火入れ<sup>※1</sup>、野焼き<sup>※2</sup>（たき火含む）等をしないこと。
- 2 火入れを行うときは、必ず市町村長の許可を得ること。
- 3 野焼き（たき火を含む）を行うときは、事前に消防署に届け出ること。
- 4 火入れや野焼き等を行うときは、水や消火器等を準備し、終了後は完全に消火すること。
- 5 たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと

※1 火入れ…森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為【森林法】

※2 野焼き…たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で原則禁止

例外として、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

### (2) 山火事防止対策の推進

#### ア 普及啓発

(ア) 林内で作業する森林所有者や林業従事者、森林周辺農地で作業する農業者、キャンパー・ハイカー等の入山者、地域住民及び小中学校の児童・生徒等を対象に啓発活動を実施する。

・ 官公庁、学校、登山口、コンビニエンスストア等への山火事予防ポスター、横断幕、のぼり等の掲示

・ ラジオ、テレビ、防災無線、新聞、インターネット等の媒体による啓発

(イ) 火災警報発令中など火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、森林周辺の住宅地、田畑等のパトロールを重点的に実施するなど、火災の未然防止、早期発見に努める。

#### イ 地域活動

(ア) 各地区において地区協議会を開催し、具体的実施事項について協議する。

(イ) 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう支援する。

#### ウ 初期消火体制の整備

(ア) 背負い式消火水のう等の消火資機材を配備し、関係機関、団体が常備する。

(イ) 大規模またはそのおそれのある林野火災が発生し、現地において初期消火資機材が不足した場合には、速やかに支援できるよう、隣接する関係機関の連携に努める。